



島根県報

令和6年9月30日（月）

号外第90号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

2

人 事 委 員 会 規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月30日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第16号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部畜産技術センターの項中「企画幹（庶務担当に限る。） しまね和牛改良科長」を「企画幹（庶務担当に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。